

# 山口県国民保護計画(骨子)<案>

平成17年7月

山 口 県

# 目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画の性格、構成等	1
1 県の責務及び計画の性格	1
2 県国民保護計画の構成	1
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 県の地理的、社会的特徴	5
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	5
1 武力攻撃事態	5
2 緊急処理事態	5
第2編 平素からの備えや予防	6
第1章 組織・体制の整備等	6
第1 県における組織・体制の整備	6
1 県の各部局における平素の業務	6
2 県職員の参集基準等	6
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	7
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	8
第2 関係機関との連携体制の整備	8
1 基本的考え方	8
2 国の機関との連携	8
3 他の都道府県との連携	9
4 市町村との連携	9
5 指定公共機関等との連携	10
6 ボランティア団体等に対する支援	10
第3 通信の確保	10
第4 情報収集・提供等の体制整備	11
1 基本的考え方	11
2 警報等の通知に必要な準備	12
3 市町村における警報の伝達に必要な準備	12
4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	12
5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	12
6 被災情報の収集・報告に必要な準備	12
7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	13
第5 研修及び訓練	13
1 研修	13

2	訓練	13
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	13
1	避難に関する基本的事項	13
2	救援に関する基本的事項	14
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	15
4	交通の確保に関する体制等の整備	15
5	避難施設の指定	16
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	16
第3章	生活関連等施設の把握等	16
第1	生活関連等施設の把握等	16
1	生活関連等施設の把握	17
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	17
3	市町村における平素からの備え	18
第2	県が管理する公共施設等における警戒	18
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	18
1	基本的考え方	18
2	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	19
3	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	19
第5章	国民保護に関する啓発	19
1	国民保護措置に関する啓発	19
2	市町村における国民保護に関する啓発	20
第3編	武力攻撃事態等への対処	20
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	20
1	山口県緊急事態連絡室の設置	20
2	山口県国民保護対策本部に移行する場合の調整	21
3	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	22
第2章	山口県国民保護対策本部の設置等	22
1	山口県国民保護対策本部の設置	22
2	通信の確保	24
第3章	関係機関相互の連携	25
1	国の対策本部との連携	25
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	25
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	26
4	他の都道府県知事等に対する応援の要求、事務の委託	26
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	27
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	27
7	県の行う応援等	27
8	ボランティア団体等に対する支援等	28

9	住民への協力要請	28
第4章	警報及び避難の指示等	29
第1	警報の通知及び伝達	29
1	警報の通知等	29
2	市町村長の警報伝達の基準	30
3	緊急通報の発令	30
第2	避難の指示等	31
1	避難措置の指示	31
2	避難の指示	31
3	県による避難住民の誘導の支援等	35
4	避難実施要領	37
5	避難所等における安全確保等	37
第5章	救援	38
1	救援の実施	38
2	関係機関との連携	39
3	救援の内容	40
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	40
5	救援の際の物資の売渡し要請等	40
第6章	安否情報の収集・提供	42
1	安否情報の収集	42
2	総務大臣に対する報告	42
3	安否情報の照会に対する回答	42
4	日本赤十字社に対する協力	43
第7章	武力攻撃災害への対処	43
第1	生活関連等施設の安全確保等	43
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	43
2	武力攻撃災害の兆候の通報	43
3	生活関連等施設の安全確保	44
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	44
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	45
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	45
1	武力攻撃原子力災害への対処	45
2	NBC攻撃による災害への対処	45
第3	応急措置等	46
1	退避の指示	46
2	警戒区域の設定	47
3	応急公用負担等	47
4	消防に関する措置等	47
第8章	被災情報の収集及び報告	48

第9章	保健衛生の確保その他の措置	48
1	保健衛生の確保	48
2	廃棄物の処理	48
3	文化財の保護	49
第10章	国民生活の安定に関する措置	49
1	生活関連物資等の価格安定	49
2	避難住民等の生活安定等	49
3	生活基盤等の確保	50
第11章	交通規制	50
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	51
第4編	復旧等	51
第1章	応急の復旧	51
1	基本的考え方	51
2	ライフライン施設の応急の復旧	52
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	52
第2章	武力攻撃災害の復旧	53
1	基本的考え方	53
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	53
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	53
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	53
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	54
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	54
第5編	緊急対処事態への対処	54
1	緊急対処事態	54
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	54
資料編		54

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 県の責務、計画の性格、構成等

### 1 県の責務及び計画の性格

#### (1) 県の責務（法 3 条関係）

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 県国民保護計画の性格（法 3 4 条関係）

この計画は、県内において、主に県、市町村、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、また、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）の基準を示すものである。

なお、この計画で定める国民保護措置を円滑に実施するために運用上必要となる事項については、別途定めるものとする。

### 2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処
- 資料編

### 3 県国民保護計画の見直し、変更手続 (法34条関係)

#### (1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、諮問機関である県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする(ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要)。

### 4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

(法35条、36条関係)

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重 (法5条関係)

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6条関係）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法8条関係）

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法3条関係）

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法4条関係）

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（法7条関係）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9条関係）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法（ジュネーブ諸条約）の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22条関係）

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。



また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 本県の地域特性への配慮

県は、国民保護措置の実施に当たっては、本県の地域特性（ 有人離島が多いこと、 自衛隊基地、在日米軍基地が存在すること、 臨海部に石油コンビナートが存在すること）について配慮する。

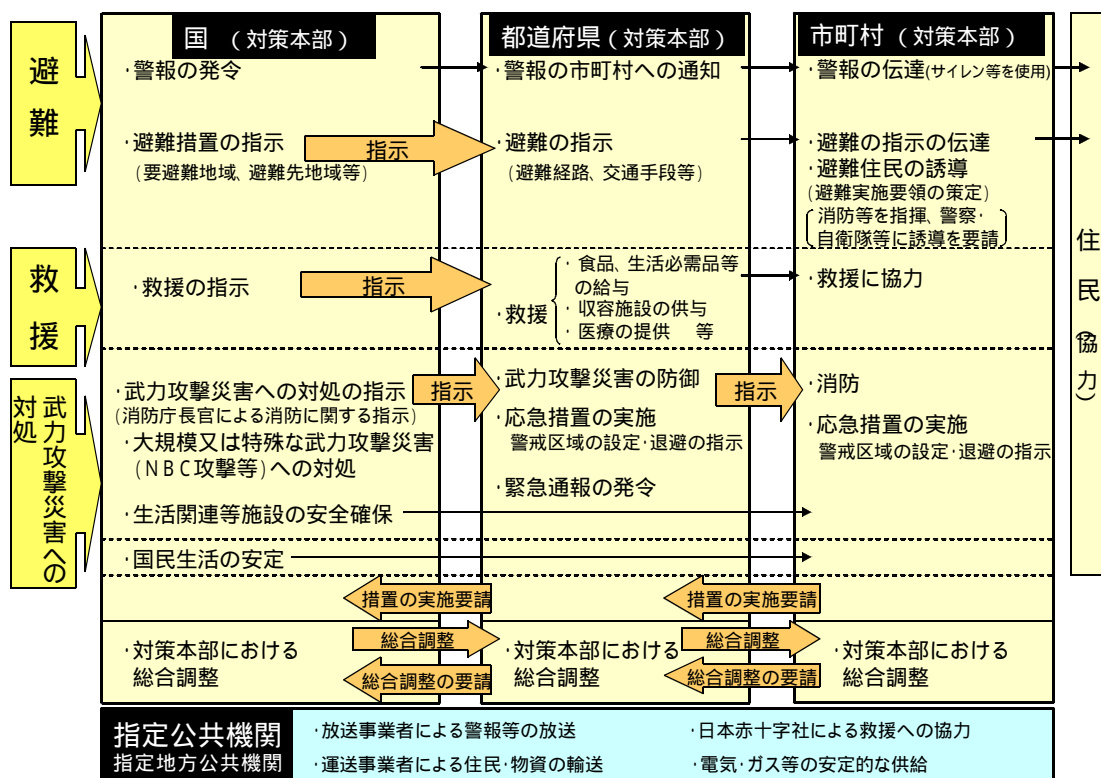
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



## 第4章 県の地理的、社会的特徴

次の事項について、文章で表現するとともに、簡易な図や表等で分かり易い表現を工夫し、示す。

<示す項目>

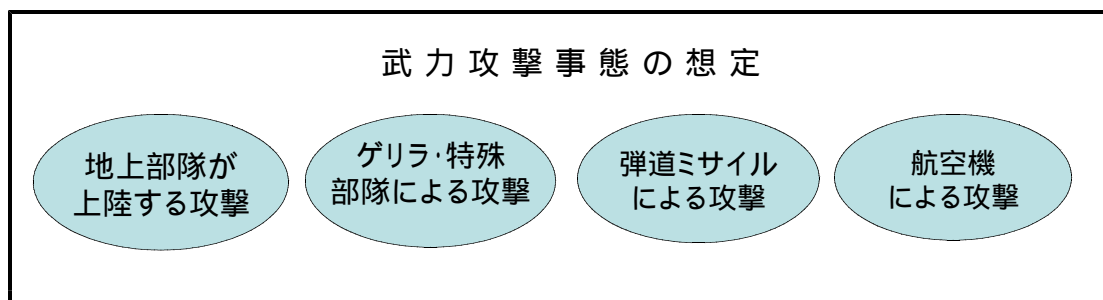
- (1) 地形
- (2) 人口分布
- (3) 国民保護に及ぼす本県の地域特性
  - 有人離島の状況
  - 県内の自衛隊基地及び在日米軍基地の状況
  - 石油コンビナート等特別防災区域の状況

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

### 1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とし、それぞれの特徴及び留意点を記載する。

また、NBC攻撃の場合の特徴及び留意点について記載する。



### 2 緊急処理事態

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる4つの事態例を対象とする。

なお、県は、緊急処理事態における対処については、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と特徴等が類似した事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

## 緊急対処事態の想定

危険性を内在する物資を有する施設等に対する攻撃

・原子力発電施設等の破壊  
・石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の破壊等

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃

・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破  
・列車等の爆破

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

・放射性物質を混入させた爆弾等による放射能の拡散  
・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布  
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布  
・水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 県の各部局における平素の業務

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から、その準備のための業務を行うものとする。

##### 2 県職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保で

きる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制を活用することにより、24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【事態レベルに応じた県の体制、参集職員】

事態レベル	体制	参集職員
	担当課による情報収集体制	危機管理室職員
	緊急事態連絡室設置	知事、副知事、出納長、総合政策局長、総務部長、警察本部長、その他知事が指名する部局長 部局長の判断に基づく部局関係職員、危機管理室職員
	国民保護対策本部設置	全ての県職員

【事態レベルの判断基準】

警報の発令	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
警報の発令がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	(情報収集体制)
	国から警報の発令はないが、武力攻撃あるいは武力攻撃災害の兆候に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	(緊急事態連絡室)
警報の発令があった段階	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知がない場合	(緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合	(国民保護対策本部)

警報は、武力攻撃事態等の場合、事態が発生している地域だけでなく、全国に通知・伝達される。

担当課(危機管理室)による情報収集体制の整備は、知事と協議の上、総合政策局危機管理室長が行う。

緊急事態連絡室の設置は、知事が行う。

国民保護対策本部は、国からの指定の通知に基づき設置する。

県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

**3 国民の権利利益の救済に係る手続等**

(法第6条関係)

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続、文書の保存等について考え方を示す。

#### 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村、指定地方公共機関の組織の整備等について、考え方を示す。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### 【国民保護計画作成上の参考情報】

米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方については、関係省庁においてその対応を協議しており、一定の整理がついた段階において、今後、情報提供がなされる予定。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

#### (2) 防衛庁・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊と

の連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

**3 他の都道府県との連携** (法12条関係)

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(1) 相互応援協定の締結等

防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、相互応援体制を整備する。

(2) 広域緊急援助隊の充実・強化

装備資機材の整備・充実や隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近接する県との間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 近接する県に対する事務の委託

県は、近接する県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

**4 市町村との連携**

(1) 市町村の連絡先の把握等

県は、県内の市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 消防機関の応援態勢の整備

県は、県内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

### (3) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

## 5 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、県内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画については、必要な助言を行う。

### (2) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

## 6 ボランティア団体等に対する支援

県は、自主防災組織やボランティア団体等に対する研修等の機会の提供や活動環境の整備等の支援を行うものとし、その考え方を定める。

## 第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通

信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、中国管区警察局、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

### 1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。



## **2 警報等の通知に必要な準備** (法48条関係)

### (1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を整備しておく。

### (2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、県内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

### (3) 通報体制の確立

県は、警報等の通知・伝達が迅速に行えるよう、あらかじめ、通報先や伝達先ごとに連絡責任者を定めるなど、通報体制の確立を図る。

### (4) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

## **3 市町村における警報の伝達に必要な準備** (法47条関係)

市町村における警報の伝達に必要な準備等についてあらかじめ定める。

## **4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備** (法94条関係)

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、提示する予定となっており、その概要が判明した段階で併せて県における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述するものとする。

## **5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

市町村における安否情報の収集、整理、報告及び提供のために必要な準備について定める。

## **6 被災情報の収集・報告に必要な準備** (法126, 127条関係)

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるなど、必要な体制の整備を図る。

#### (2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告の方法を周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

### 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

## 第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

### 1 研修

県は、国の研修機関の研修課程等を有効に活用し、職員の研修機会を確保するとともに、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

### 2 訓練 (法42条関係)

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、県国民保護計画の実効性の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について定める。

### 1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【基礎的資料の例】

県の地図
区域内の人口分布（市町村毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
区域内の道路網のリスト
輸送力のリスト（鉄道、バス、船舶等の輸送力のデータ）
避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
備蓄物資、調達可能物資のリスト
生活関連等施設等のリスト
関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

**2 救援に関する基本的事項**

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【基礎的資料の例】

収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト
関係医療機関のデータベース
救護班のデータベース
臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
墓地及び火葬場等のデータベース

(2) 電気通信事業者との協議（法78条関係）

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設

置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等 (法85条関係)

県は、県医師会を通じ、医療機関に対し救護班の派遣を要請するなど、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整 (法76条関係)

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

**3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等** (法71, 79条関係)

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

- (1) 運送事業者の輸送力の把握
- (2) 輸送施設に関する情報の把握
- (3) 運送経路の把握等

離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

**4 交通の確保に関する体制等の整備**

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

### (3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

### (4) 道路管理者等との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者及び放送事業者（主にラジオ）と密接に連携する。

## 5 避難施設の指定（法148条関係）

### (1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

### (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項等

県は、避難施設の指定に当たっての留意事項のほか、指定手続、避難施設の廃止・用途変更等の届出、避難施設のデータベース化、市町村及び住民に対する情報提供等について、必要な事項を定める。

## 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

### (1) 避難実施要領のパターンの作成

### (2) 輸送体制の整備等

### (3) 市町村長が実施する救援

消防庁においては、平成17年度、市町村における避難実施要領のパターン作成を支援するため、避難マニュアルを作成し、市町村に提示することを予定している。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

## 1 生活関連等施設の把握（法102条関係）

### (1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握し、必要な情報を整理する。

#### 【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

### (2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

## 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

### (1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管

省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

#### 【国民保護計画作成上の参考情報】

安全確保の留意点は、所管省庁が、生活関連等施設の種類ごとにその専門的知見に基づき定め、消防庁から通知することとされている。

#### (2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

### 3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

## 第2 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、必要な予防対策について定める。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材についての基本的考え方等を定める。

### 1 基本的考え方

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等にお

いて特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

## 2 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検するとともに、ライフライン施設については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、必要な資料等を整備する。

## 3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

# 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

## 1 国民保護措置に関する啓発 (法43条関係)

### (1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、



外国人等に対しては、それぞれの実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発に努める。

#### (3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等に努める。

### 2 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃あるいは武力攻撃災害の兆候に関する情報を入手した場合や、国から警報が発令された場合においては、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確立することが必要となる。

このため、県は、こうした事態において、「山口県緊急事態連絡室」を設置し、国からの情報収集や市町村および関係機関と相互に連携協力することにより、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

#### 1 山口県緊急事態連絡室の設置

##### (1) 設置基準

国から警報が発令されていない段階で、武力攻撃あるいは武力攻撃災害の兆候に関する情報を入手し、知事が緊急事態連絡室の設置が必要であると認めた場合、国の対策本部長から警報が発令された場合（国から国民保護対策本部を設置す

べき県の指定の通知があった場合を除く。)

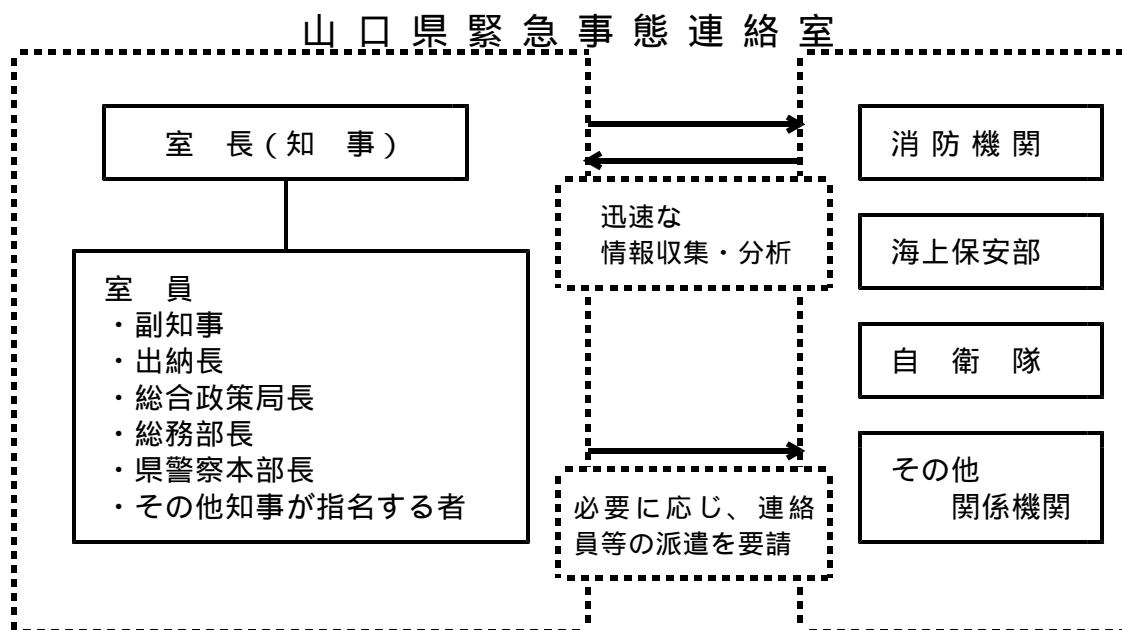
## (2) 廃止基準

警報が発令されるおそれなくなった場合

警報が解除された場合

山口県国民保護対策本部へ移行した場合

その他知事が廃止することが適当と認めた場合



## 2 山口県国民保護対策本部に移行する場合の調整

山口県緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、本県に対し、国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合においては、直ちに山口県国民保護対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

## 3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県が、設置基準により、山口県緊急事態連絡室を設置した場合、事案が発生した市町村及び周辺市町村等においては、県に準じた対応をとるものとする。

また、設置基準により緊急事態連絡室を設置した場合、県内全市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

## 第2章 山口県国民保護対策本部の設置等

「武力攻撃事態等」において、国から、本県に対し、県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに「山口県国民保護対策本部」を設置し、県内での国民保護措置の総合的な推進を図る。

### 1 山口県国民保護対策本部の設置

#### (1) 設置基準

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたとき (法27条関係)

#### (2) 廃止基準

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたとき (法30条関係)

#### (3) 設置手順

知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに「山口県国民保護対策本部」を設置する。

事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、県対策本部に切り替える。

#### 事態の発生原因に応じた(初動)体制の確立

本県において、県民生活の安定、県民の生命、財産に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合、事態の発生原因に応じ、次の体制を確立する。

体制	緊急事態の類型
山口県災害対策本部	自然災害及び事故災害
山口県国民保護対策本部	武力攻撃事態等及び緊急対処事態
山口県危機管理対策本部	上記以外の緊急事態

#### (4) 組織体制

山口県国民保護対策本部の組織は、本部長(知事)、副本部長(副知事)及び各対策部をもって構成する。なお、知事が必要と認めるときは、山口県国民保護対策地方本部を設置する。



(5) 県対策本部長の権限 (法29条関係)

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

総合調整権	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。（法第29条第1項）
職員派遣の求め	指定行政機関、指定公共機関に対し、必要に応じて、連絡のための職員の派遣を求める。（法第29条第3項）
総合調整の実施	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請する。（法第29条第4項）
	市町村対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行う。（法第29条第6項）
情報の提供	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。（法第29条第8項）
報告・資料の提供	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告・資料の提出を求める。（法第29条第9項）
措置の求め	県警察、県教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。（法第29条第10項）

(6) 各対策部、地方本部の所掌事務

各対策部及び地方本部は、それぞれの役割に応じた班を編成し、各所掌事務を行う。  
（各対策部の所掌事務の一覧表を作成）

(7) 「山口県国民保護現地対策本部」の設置（法28条関係）

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、「山口県国民保護現地対策本部」を設置する。

(8) 県対策本部の廃止（法30条関係）

知事は、内閣総理大臣から総務大臣を経由して、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

### 第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

#### 1 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

また、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

#### 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請（法29条関係）

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

### **3 自衛隊の部隊等の派遣要請等**（法15条関係）

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

( ) 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 知事は、市町村長から、要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。

### **4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託**

(1) 都道府県間の応援（法12条関係）

県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。

応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託 (法13条関係)

県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、委託事務の範囲並びに管理及び執行の方法、経費の支弁の方法等を明らかにして委託を行う。

**5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請** (法21条関係)

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

**6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請** (法151条～153条関係)

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

**7 県が行う応援等**

(1) 他の都道府県に対して行う応援等 (法12条、13条関係)

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 市町村に対して行う応援等 (法14条関係)

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法21条関係)



県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## **8 ボランティア団体等に対する支援等**（法4条関係）

### (1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、市町村を通じ、適切な情報提供を行うこと等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

## **9 住民への協力要請**

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導（法第70条）

避難住民等の救援（法第80条）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置  
（法第115条）

保健衛生の確保（法第123条）

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。

#### 1 警報の通知等

##### (1) 警報の通知（法46条関係）

知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の機関に通知する。

##### 【警報の内容】法第44条2項

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村に対しては、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。（法第50条）

##### (2) 警報の伝達等（法第48条関係）

県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、市町村との役割分担により、警報の内容を伝達する。

県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。

県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を

活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

## 2 市町村長の警報伝達の基準（法４７条関係）

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき行うものとする。（原則的な要領を記載）

警報の伝達のあり方については、内閣官房による検討、消防庁における「国民保護即時サイレン調査検討事業」等を踏まえて、今後、具体化を図ることとしている。

- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

## 2 緊急通報の発令

- (1) 緊急通報の発令（法９９条関係）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。

- (2) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送（法１０１条関係）  
放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

## 第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について以下のとおり定める。

### 1 避難措置の指示（法52条関係）

#### (1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

避難措置の指示の内容（法第52条第2項）

- ・ 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・ 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

#### (2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

通知を受けた場合（又は 以外の場合）

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

### 2 避難の指示

#### (1) 住民に対する避難の指示（法54条関係）

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を經由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に

集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

#### 【避難の指示の放送内容について】

知事から避難の指示の通知を受けた場合の放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

#### (2) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

#### (3) 避難の指示の関係機関への通知方法（法第54条関係）

原則として警報の通知方法と同様とする。この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

#### (4) 避難施設の管理者への通知（法第54条関係）

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

避難の指示にあたり、次の場合について、特に配慮すべき事項を記載する。

離島における住民の避難（運送手段の確保のために必要な調整等）

武力攻撃原子力災害の場合

NBC攻撃の場合

(5) 武力攻撃の種類に応じた避難指示

武力攻撃の種類に応じた避難指示の留意事項をそれぞれ記載する。

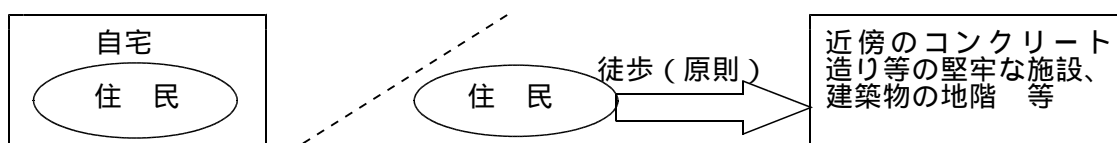
弾道ミサイルによる攻撃の場合  
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合  
着上陸侵攻、航空機攻撃の場合

(6) 基本的な避難の種類

住民の避難は、武力攻撃の種類や事態の推移、時間的余裕、さらには、被害の状況等に応じ、屋内などへの一時避難、市町村内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施することになるが、基本的な避難の種類と方法については、以下のとおりである。

屋内避難

避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



市町村内避難

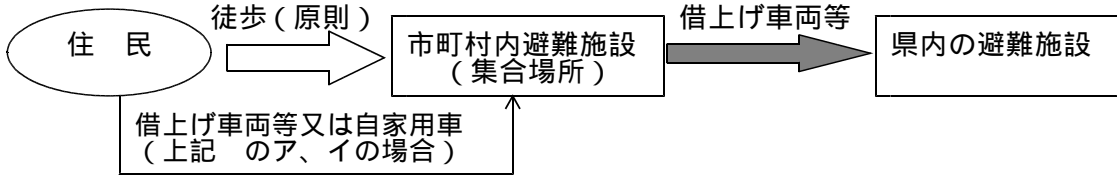
避難方法 徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借上げ車両（登録自家用車を含む）および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

ア 徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難  
イ 半島、中山間地域などの公共交通機関が限られている地域等の住民の避難



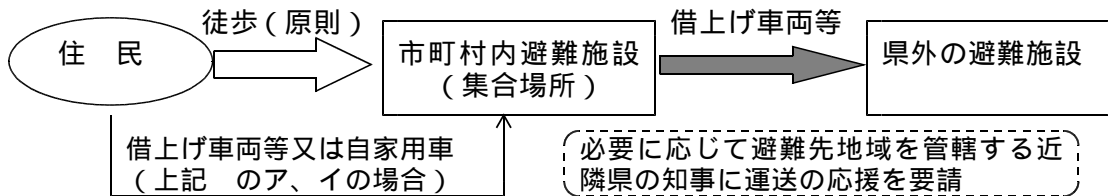
### 県内避難

- 避難方法
- ・市町村内避難所への避難は市町村内避難のとおり
  - ・市町村内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する



### 県外避難

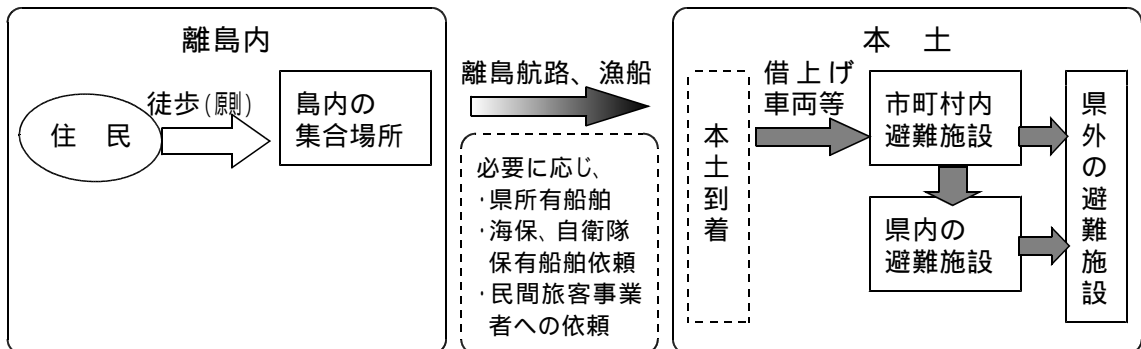
- 避難方法
- ・市町村内避難所への避難は市町村内避難のとおり
  - ・市町村内避難所から県外の避難所までは、借上げ車両等を使用する



### (7) 本県の地域特性に応じた避難の方法

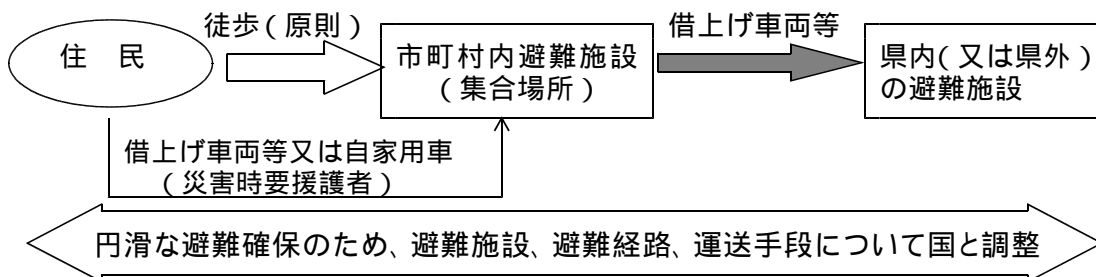
#### 離島の全住民の本土への避難（着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合）

- 避難方法
- ・本土への避難は、離島航路の利用を基本とする
  - ・航路事業者のみでは、迅速な対応が困難な場合は、次の方法による
    - ア 県所有船舶の活用
    - イ 海上保安部、自衛隊に対し、各所有船舶による運送を依頼
    - ウ 国の支援を得て、民間旅客事業者に運送を依頼
  - ・漁船により出漁している離島住民については、当該漁船により最寄りの本土側漁港に避難するよう、市町村が漁業無線等により連絡
  - ・本土到着後は、借上げ車両等により避難施設まで移動



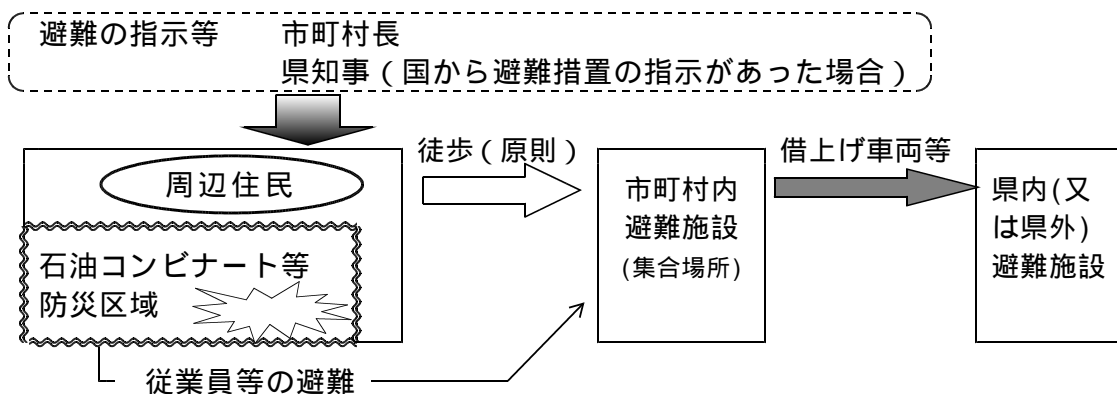
### 自衛隊施設、米軍施設の周辺地域における避難

避難方法 ・ 施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、県及び関係市町村は、国と連携を密にし、避難施設、避難経路及び運送手段を確保する



### 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民等の避難

避難方法 ・ 石油コンビナート等特別防災区域内で災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係市町村長による避難の指示又は勧告により避難  
・ 国から避難措置の指示があった場合は、知事による避難の指示により避難



### 3 県による避難住民の誘導の支援等

#### (1) 市町村長の避難実施要領策定の支援（法61条関係）

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等



について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握（法 6 2 条～ 6 4 条関係）

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告等に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助（法 6 7 条関係）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食品、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示（法 6 7 条関係）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法 6 8 条関係）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整（法 7 1 条、7 2 条関係）

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合に

は、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

#### (9) 指定地方公共機関による運送の実施（法71条関係）

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

### 4 避難実施要領（法61条関係）

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町村国民保護計画の基準として定める。

#### 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

#### 避難実施要領に定める事項

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

### 5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行

い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

## 第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施（法75条関係）

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 市町村による救援の実施に係る調整（法76条関係）

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、関係市町村長と十分協議の上、救援に関する事務の一部を当該市町村長が行うことを決定し、その役割

分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知し、直ちにその旨を公示する。

## 2 関係機関との連携

### (1) 国への要請等（法 86 条、87 条関係）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

### (2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

### (3) 市町村との連携（法 76 条関係）

1(2)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

### (4) 日本赤十字社との連携（法 77 条関係）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

### (5) 緊急物資の運送の求め等（法 79 条関係）

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第 3 編第 4 章第 2 の 3 の(8)に準じて行う。

### (6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送（法 79 条関係）

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第 3 編第 4 章第 2 の 3 の(9)に準じて行うものとする。

### 3 救援の内容 (法75条関係)

救援の基準、救援に関する基礎資料について記述するとともに、救援の内容(第5章1の(1)に掲げる10項目)毎に、実施に際しての留意点を記載する。

### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害	・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ(傷病者の治療優先順位の決定)や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
生物剤	・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成、医療活動の実施
化学剤	・ 警察、消防、海上保安部、自衛隊は、早期に患者を除染し医療機関へ搬送 ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成、医療活動の実施

### 5 救援の際の物資の売渡し要請等 (法81条~85条関係)

#### (1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、以下の措置を講ずることができる。この場合においては、次のことに十分留意する。

- ア 緊急の必要があること
- イ 他に取り得る手段がないこと
- <実施する場合は>
- ウ 必要最小限度とすること
- エ 公正かつ適正な手続きの下に行うこと

#### 【措置】

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資 であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資(特定物資)について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

物資 医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。） 燃料、その他厚生労働大臣が定めるもの（未定）

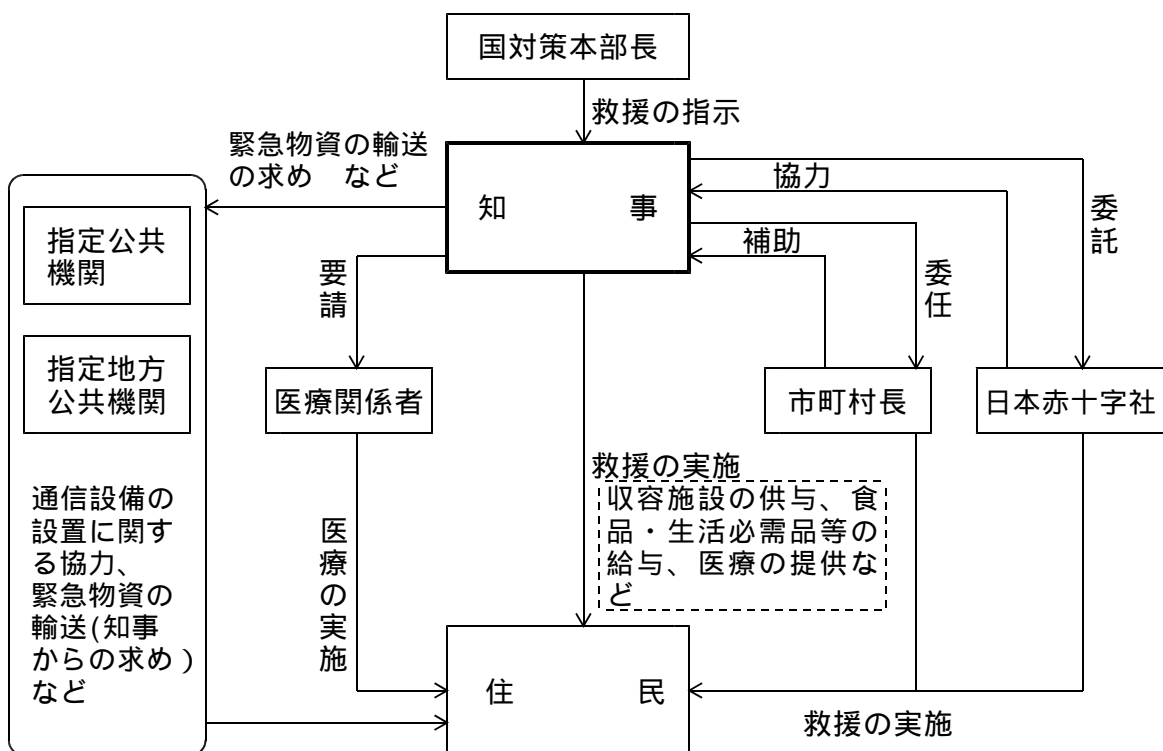
## (2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者 に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

医師、看護師その他の医療関係者  
 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

参 考

### < 救 援 フ ロ ー >



## 第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

### 1 安否情報の収集（法94条関係）

#### (1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

#### (2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

#### (3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

### 2 総務大臣に対する報告（法94条関係）

県は、所定の様式により、消防庁を通じ総務大臣への報告。

### 3 安否情報の照会に対する回答（法95条関係）

#### (1) 安否情報の照会の受付および回答の方法等、必要な事項を定める。

#### (2) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力（法 96 条関係）

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第 7 章 武力攻撃災害への対処

### 第 1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報（法 98 条関係）

知事は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察等の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。



### 3 生活関連等施設の安全確保 (法102条関係)

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

- (1) 生活関連等施設の状況の把握
- (2) 施設管理者に対する措置の要請
- (3) 県が管理する施設の安全の確保
- (4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

- (5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

- (6) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

### 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法103条関係)

- (1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の から の措置を講ずべきことを命ずる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法104条関係）

- (1) 県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。このため、運用は、「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」の定めによる。

## 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原子力事業所が県内に存在しないことから、近隣県の原子力事業所において武力攻撃災害が発生し、本県への影響又は影響のおそれがある場合の住民の避難、救援に必要な措置を講じるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、定める。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処（法105条関係）

県は、近隣県の原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における本県への影響又は影響のおそれがある場合、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 原子力事業所の所在する近隣県との連携の確保等
- (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- (3) 住民の避難等の措置

国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に実施。

- (4) 安定ヨウ素剤の配布
- (5) 食料品等による被ばくの防止

県は、国の助言に基づき、汚染食品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。安全性が確認された後は、安全性の広報を実施し、流通等への影響に配慮する。

### 2 NBC攻撃による災害への対処（法107条、108条関係）

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置に必要な事項を定めることとする。

- (1) 応急措置の実施
- (2) 国の方針に基づく措置の実施
- (3) 関係機関との連携
- (4) 汚染原因に応じた対応
  - 核攻撃等の場合
  - 生物剤による攻撃の場合
  - 化学剤による攻撃の場合
- (5) 知事及び警察本部長の権限（法108条関係）

### 第3 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、退避の指示等の応急措置は、基本的に市町村長が行う措置であるが、緊急の必要があると認めるときは、知事が自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことができることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

#### 1 退避の指示（法112条関係）

##### (1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

##### (2) 退避の指示に伴う措置

県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。

当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

##### (3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

## 2 警戒区域の設定（法 1 1 4 条関係）

### (1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警察官による警戒区域の設定等

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

## 3 応急公用負担等（法 1 1 3 条関係）

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 消防に関する措置等

#### 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

#### 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に部隊出動させ、消防機関等との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊等の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

### (2) 消防等に関する指示（法 1 1 7 条～ 1 2 0 条関係）

#### 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

#### 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

被災県の知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

#### 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、(2)の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

### 1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、保健衛生対策、防疫対策、食品衛生確保対策、栄養指導対策について、措置を実施する。

### 2 廃棄物の処理（法124条関係）

#### (1) 廃棄物処理の特例

県は、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域においては、廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

## (2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

### 3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定 (法129条関係)

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために必要な措置を行う。

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次の措置を実施する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「買占め等防止法」という。)に係る措置

国民生活安定緊急措置法に係る措置

物価統制令に係る措置

### 2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

- (2) 公的徴収金の減免等
- (3) 就労状況の把握と雇用の確保
- (4) 生活再建資金の融資等

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 県による生活基盤等の確保

下水道事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

河川管理施設、道路、漁港、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、漁港、港湾及び空港を適切に管理する。

#### (2) 指定（地方）公共機関による生活基盤等の確保

それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、業務に係る必要な措置を講ずることについて、各分野ごとに記載。

## 第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について定める。

#### (1) 交通状況の把握

#### (2) 交通規制の実施

#### (3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

#### (4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

#### (5) 緊急交通路確保のための権限等

交通管制施設の活用      放置車両の撤去等      運転者等に対する措置命令  
障害物の除去

#### (6) 関係機関等との連携

## 第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

### 【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

標章等（標票、身分証明）の種類	識別対象
赤十字標章等（法157条関係）	医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。
国際的な特殊標章等（法158条関係）	国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

## 第 4 編 復旧等

### 第 1 章 応急の復旧（法139条～140条関係）

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。



## (2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

## (3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

## 2 ライフライン施設の応急の復旧

### (1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

### (2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

## 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

### (1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

### (2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾、漁港、空港施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧（法141条関係）

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

### 1 基本的考え方

県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施することを基本とし、県が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法168条関係）

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償（法159条関係）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 実費弁償（法159条関係）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### (3) 損害補償（法160条関係）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条関係）

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

### 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

県国民保護計画に準じて定める旨を記載。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態（法172条関係）

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等における「ゲリラや特殊部隊による攻撃」等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 資料編

避難施設等の一覧、県対策本部の運営要綱等、本文に関連して必要と考えられる資料を掲載する。

**用語の意義**

(1) 法令名

用語等	意義	備考
法（必要に応じて「国民保護法」）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	

(2) 機関名等

用語等	意義	備考
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの	法第2条
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関	
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長	法第61条
消防組合	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合	法第62条
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官	法第63条
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長	法第64条
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官	法第98条

(3) 武力攻撃関連

用語等	意義	備考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条

用語等	意義	備考
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態	事態対処法第1条
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第25条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害	法第2条
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害	法第105条
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）または化学兵器（chemical weapons）による攻撃	

#### (4) 国民保護措置関連

用語等	意義	備考
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）	法第52条
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法第75条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第81条では「物資」
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第102条（発電所、ガス発生設備、浄水施設、ダム、危険物質等の取扱所等）
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第103条（消防法で規定する危険物等）